平成２３年（フ）第１５４号
相模原市中央区相模原８－８－４　エステートピア遊101号、住民票上の住所神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目11番16号
債務者　宮崎　克利
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５７号
相模原市中央区矢部４丁目３番１号　矢部コーポフロンティア111号室
債務者　中山　春江
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６１号
相模原市中央区矢部３丁目６番15号　マトミハイツ303
債務者　河合　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６５号
相模原市緑区青野原2266番地２
債務者　永井　吉夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７７号
相模原市南区上鶴間本町８丁目４番１号　ロワール上河内307
債務者　小宮山一昭
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５９号
愛知県一宮市東加賀野井字東川原167番地
債務者　時田　美香
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６７号
愛知県一宮市東加賀野井字東川原167番地
債務者　時田　邦子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３５号
香川県高松市錦町２丁目８番11号
債務者　齋藤　正人
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６号
香川県高松市錦町２丁目８番11号
債務者　齋藤　泰子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１３２号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目13番地３シティハイツ絹の台202号
債務者　滝澤　弥生
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９４５号
名古屋市中川区富川町５丁目２番地の７　プレスイン篠原橋７－Ａ号
債務者　山内　二郎
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７号
大分県別府市大字南立石2248番地の11
債務者　谷口智恵子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
宮城県石巻市日和が丘４丁目５番22号
債務者　本郷　耕志
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
秋田県仙北市田沢湖神代字街道南39番地
債務者　藤原亜希子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第８４号
福島市丸子字北下川原14番地
債務者　青田　清美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
茨城県笠間市下郷481番地１
債務者　小沢　壽男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０４号
茨城県笠間市下郷481番地１
債務者　小沢　せつ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　水戸地方裁判所